



市役所1階の総合窓口

休日窓口サービス

# 毎週日曜日に実施

市では、仕事や家庭の都合などで平日に窓口に来られない皆さんへのサービス向上を目的に、毎週日曜日に、休日窓口サービスを実施しています。

転出入の異動届の受け付けや住民票の交付、各種証明書の発行など利用される機会が多い業務を行っています。

**実施日** 日曜日(12月29日～1月3日は除く)

庁舎管理の都合などで中止になる場合には、あらかじめ広報なりたや市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/>)などでお知らせします。

## 10月28日は中止します

10月28日の休日窓口サービスは、庁舎管理の都合により中止となります。また、自動交付機も使用できません(6ページ参照)。

**実施時間** 午前8時30分～午後5時15分

**実施場所** 市役所1階・2階

業務の内容によっては、ほかの市区町村に照会が必要な場合があるなど、休日には手続きができないもの(住民基本台帳カードの発行、海外からの転入、住民票の広域交付など)や証明書の交付ができないものもあります。

また、住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証などの本人確認ができるものが必要になる場合もありますので、事前に各担当課へ問い合わせてください。

### 実施窓口と取り扱う業務

**戸籍・住民登録窓口**  
市民課(☎20・1525)

#### 戸籍関係

○ 証明書(戸籍謄・抄本、除籍謄

・抄本、受理証明、記載事項証明などの交付

○戸籍の届け出の受領(届け出を預かり、後日審査を行います)

**住民基本台帳関係**

○証明書(住民票、戸籍の附票、記載事項証明など)の交付

○住民異動届の受け付け(海外からの転入やほかの市区町村に照会が必要な場合などは受理できません)

○なりた市民カードの発行

**印鑑登録関係**

○印鑑登録

○印鑑登録証明書の交付

○自動車臨時運行許可証・番台標の交付と返納処理

○埋火葬許可証の交付

○斎場予約確認票の交付

○母子健康手帳の交付

**保険年金窓口**

○**保険年金課(☎20・1526)**

**国民健康保険(資格)関係**

○資格の取得・喪失・変更に関する届け出の受け付け(社会保険証または証明書などを持っていない場合は受け付けできません)

○国民健康保険(給付)関係

○保険証の再発行

○高額療養費の申請受け付け

○出産育児一時金の申請受け付け

○葬祭費の申請受け付け

○特定疾病療養受療証の交付(人工透析を受ける人)

○人間ドック受検申請の受け付け

○限度額適用申請の受け付け

○障害認定申請の受け付け

○人間ドック受検申請の受け付け

**税務証明書の交付**

○課税証明書、非課税証明書、所得証明書、法人住所証明書、納税証明書

○評価額証明書、公課証明書、資産証明書、課税台帳記載事項証明書、課税台帳記載証明書

○固定資産税証明書の交付

○評価額証明書、公課証明書、資産証明書、課税台帳記載事項証明書、課税台帳記載証明書

○課税証明書、納税課の窓口で行います。くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

○原動機付自転車などの登録・廃車の受け付け

○市税の納付

○納税相談

**子育て支援窓口**

○**子育て支援課(☎20・1538)**

**児童手当関係**

○新規請求・額改定届・不足書類の受け付け

○消滅届の受け付け

○現況届の受け付け

○母子・父子家庭等医療費等助成申請の受け付け

○子ども医療費助成関係

○子ども医療費助成受給券の登録申請の受け付け

○子ども医療費助成金交付申請の受け付け

※くわしくは各担当課へ。

**電話予約や郵送での申請による土・日曜日の交付も**

平日、市役所に来られない人は、電話予約や郵送での申請でも、住民票や納税証明書などの証明書を受け取ることができます。

**電話予約**

**予約方法**＝電話で各担当課に交付予約をし、証明書の必要な人の住所・氏名・受け取る場所・時間などを伝えてください(下総支所市民福祉課(☎96-1113)、大栄支所市民福祉課(☎73-8066)でも受け付けています)

**受付日時**＝月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日は除く)午前8時30分～午後5時(金曜日は午後3時まで)

**交付方法**

交付場所で申請書を書いてもらい本人確認した後、交付します。本人確認ができるもの(住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険証など)を持ってきてください。

**交付日時**＝土・日曜日(祝日、12月29日～1月3日は除く)午前8時30分～午後5時

**交付場所**＝市役所時間外受付(地下1階)、中央公民館(下

総・大栄支所では受け取れませんので注意してください)  
**手数料**＝1通300円(無料のものもあり)

**交付できる書類と問い合わせ先**

- 住民票、軽自動車用住所証明…市民課(☎20-1525)
- 課税証明書、非課税証明書、所得証明書、法人住所証明書…市民税課(☎20-1513)
- 評価額証明書、公課証明書、資産証明書、課税台帳記載事項証明書、課税台帳記載証明書…資産税課(☎20-1514)
- 納税証明書…納税課(☎20-1519)

**郵送による交付申請**

市民課、市民税課、資産税課、納税課で交付する証明書を、郵送での交付申請により受け取ることができます。

郵送での交付申請をする場合は、申請書(請求書)、返信用封筒、交付手数料(定額小為替)、本人確認ができるものなどが必要です。申請できる証明書の種類などくわしくは各担当課に問い合わせてください。